

プラスチック類の分別に関するQ&A

Q 収集したプラスチック類はどうなるの？

A 新たなプラスチック製品の原料等としてリサイクルされます。

Q 値札等のシールは、はがす必要があるの？

A 出来るだけはがしていただきますが、無理な場合は、そのままでも出せます。

Q なぜ、ペットボトルは分ける必要があるの？

A ペットボトル（本体）は単独でリサイクルルートが確立されており、質の良いリサイクルが可能のため、**キャップとラベルは「プラスチック類」、ペットボトル（本体）は「ペットボトル」として別の袋に分けて出してください。**

Q まな板等の厚みのあるものは出せるの？

A 厚みのあるプラスチック（厚さ5ミリメートル程度以上が目安です）は、リサイクル施設の破砕機を損傷させるおそれがあるため、資源ごみとしては出せません。これまで通り、燃えるごみとして出してください。

Q 集積所に出した場合、プラスチック類は軽いので風に飛ばされない？

A 次の例を参考にいただき、ごみが散乱しないような対策をお願いします。

△
例
▽



《対策のポイント》

- ・必ず収集日当日に出す。
- ・一つの袋にできるだけ多く入れる。
- ・風の強い日には出さない。

Q 指定袋以外にどんな袋が使えるの？レジ袋は使っていいの？

A 45ℓ以下の透明または半透明で中身が確認できる袋であれば、レジ袋でも使えます。

《使える袋》



《使えない袋》



Q 市指定の資源ごみ袋は今後使えないの？

A 市指定の資源ごみ袋（緑色）は、今後廃止を検討中ですが、これまで通り使用できます。（※ビンや缶等、他の資源ごみについても同様です。）

Q これまで通り燃えるごみでは出せないの？

A ごみを減らすためには、プラスチック類を資源に回す事が大切です。できるだけ燃えるごみで出さないよう、分別への理解とご協力をお願いします。

Q 人吉球磨クリーンプラザに直接持っていくプラスチック類はどうなるの？

A 今回のプラスチック分別収集の対象は、各ご家庭が町内の集積所に出されたもののみです。本来クリーンプラザでは、資源ごみは無料で受入れますが、プラスチック類に限っては、資源ごみとしての受け入れ態勢が整っておりませんので、**これまで通り燃えるごみ扱い**になり、10kgにつき100円の手数料がかかります。

お問合せ

人吉市・人吉市衛生員連合会
連合会事務局／人吉市市民部環境課
TEL (代) 0966-22-2111

日本容器包装リサイクル協会のホームページで、分別方法等の動画が視聴できます。



鬼木町、瓦屋町、西間下町、東漆田町、上戸越町、中林町 の皆さまへ

令和6年9月から

保存版

※6町内でのモデル事業のため、他の町内は対象外です。

プラスチック類の出し方が変わります

このチラシは説明会時にご持参ください。

分別収集の目的

「プラスチック資源循環促進法」の施行により、これまで燃えるごみだったプラスチック類を資源として収集することで、更なるごみの減量化、資源の循環利用を目指します。また、プラスチックの焼却時に発生するCO₂の削減にもつながります。

プラスチック類

- ・のついた包装や容器（白色トレイを含む）
- ・全てプラスチックのみでできている製品



令和6年9月から

「資源ごみ」として出す



45ℓ以下の透明又は半透明で中身が確認できる袋に一緒に入れる（袋には記名する）

※プラスチック類だけではなく、他の資源ごみも同様に、右側の要件に合う袋で、種類別に分けて出してください。

△
例
▽

プラスチック類

ペットボトル

アルミ缶

スチール缶

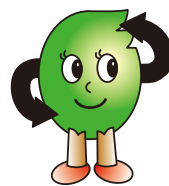
茶色ビン

プラスチック類の収集日

他の資源ごみと同じ毎週水曜日です。



資源ごみとして出せるプラスチック類



- マークがついたプラスチック製の包装や容器
- マークが無くても全てプラスチックでできている製品

※一辺の長さが概ね 50cm 未満で、汚れがひどくないものが対象です。

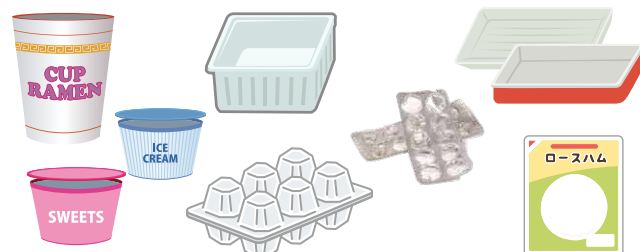
▼対象となる物や分別方法等は以下を参考にしてください。▼

プラスチック製の包装や容器 (プラマーク が目安)

容器・キャップ・ラベル類



カップ・パック類



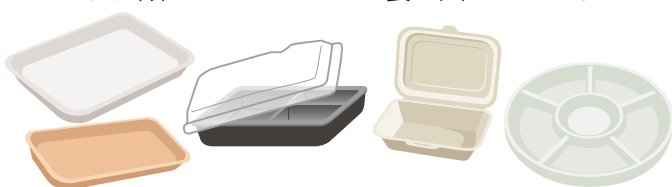
チューブ類

使い切ってから軽くすすいで出してください
(半分に切るとすすぎやすくなります)



トレイ (皿型容器) 類

これまで別にしてきた「白色トレイ」は他のプラスチック類とまとめて一つの袋に入られます

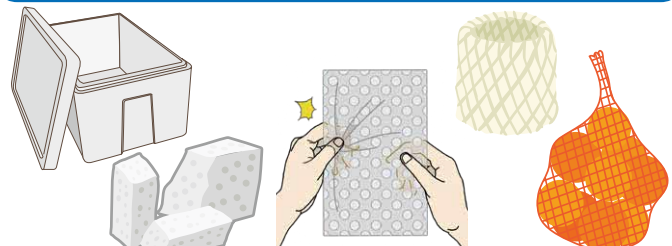


食料品や日用品の袋類

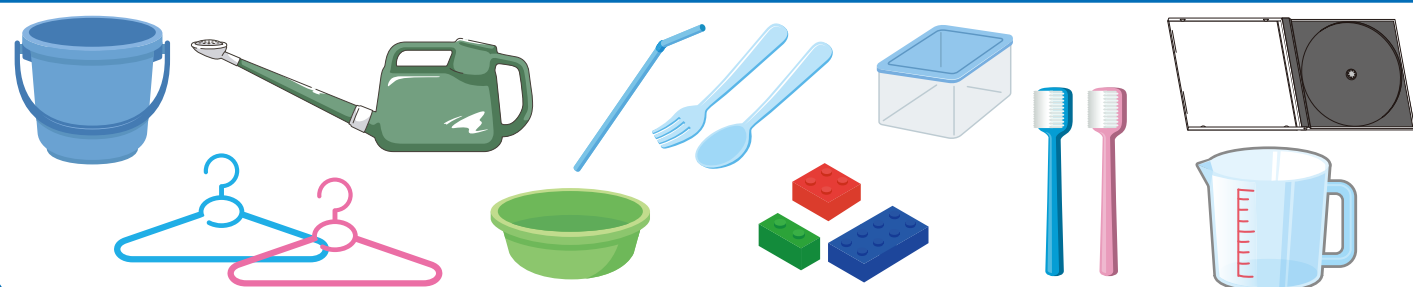
菓子類の残りカスは、軽くはたいて出してください



発泡スチロールなど



プラスチック製品 (一辺の長さが概ね50cm未満で、全てプラスチックのみの製品)



注意：市が資源ごみとして収集するのは、家庭から出たプラスチック類です。事業所から出されるものは収集できません。



資源ごみとして出せないプラスチック類

NG

軽くすすいでも汚れ※が付着しているもの



※汚れの目安
固形物や触って手に付くほどのべたつき、
あたり一面に充満するほどのにおい

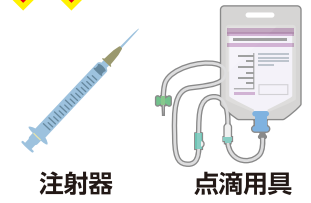
NG

刃物類・発火の危険性があるもの



NG

在宅医療などで使用したもの



NG

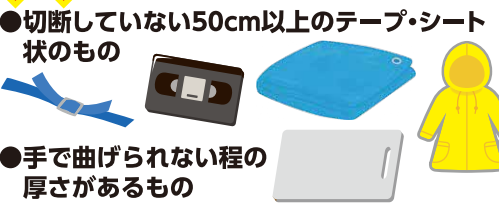
プラスチック以外のものが付着しているもの



ねじやゴム、金属、バッテリーや電気配線がついているおもちゃ・小型電子機器など

NG

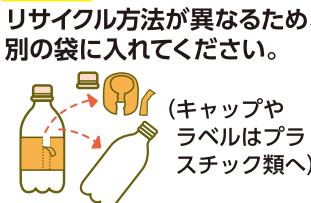
リサイクル設備の故障原因になるもの



●切断していない50cm以上のテープ・シート状のもの
●手で曲げられない程の厚さがあるもの

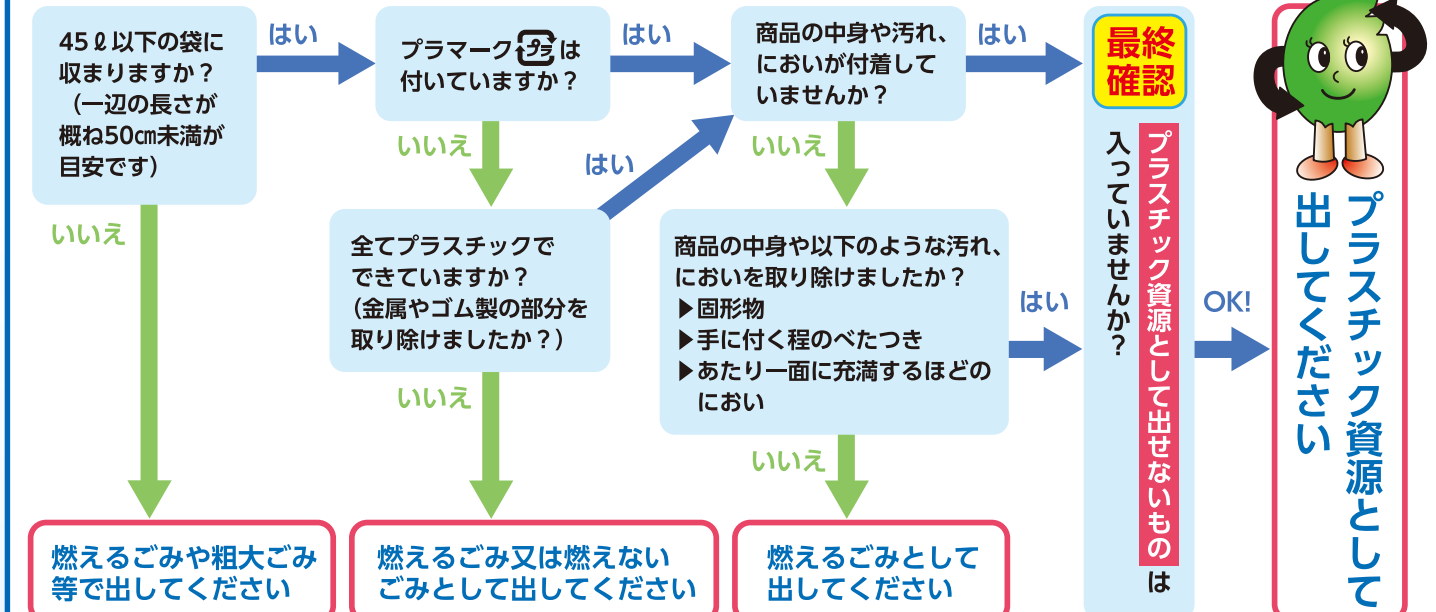
別の袋へ

ペットボトル PET



リサイクル方法が異なるため、別の袋に入れてください。
(キャップやラベルはプラスチック類へ)

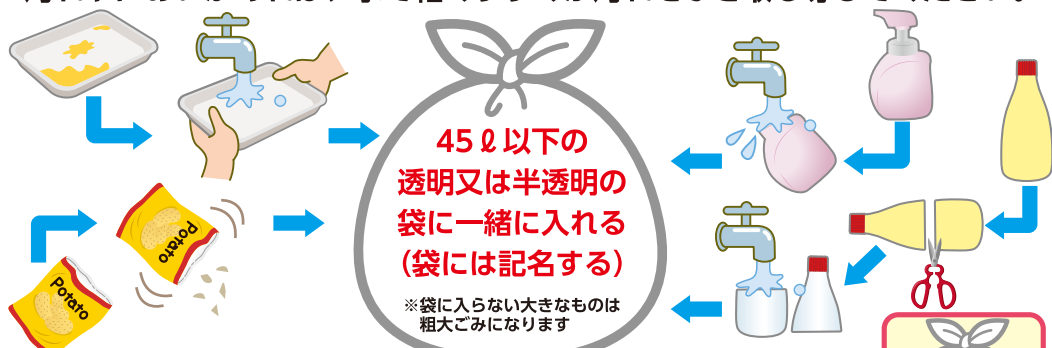
プラスチック資源の分別方法 (見分け方)



プラスチック資源の出し方

市指定の資源ごみ袋 (緑色) は不要になります。
今後は、**右側の要件に合う袋で、収集日の午前8時まで**に決められたごみ集積所に出してください。

汚れやにおいがあれば、水で軽くすすぐか汚れをふき取る等してください。



45L以下の透明又は半透明の袋に一緒に入れる (袋には記名する)

※袋に入らない大きなものは粗大ごみになります

お願い
二重袋にしないでください

回収したプラスチックは、全て袋を破いて中身を確認しています。**家庭から出す際は二重 (小さい袋に入れたものを大きな袋に入れるなど) にせず、そのまま**出してください

NG

